

「オンライン予備校イエヨビ」 概要書面

本書面はご契約内容を明らかにした書面です。記載内容をよくご確認頂き、申込（契約）内容通知と一体として保管してください。

1. 事業者について

- (1)会社名：株式会社 SYM
(2)本社所在地：〒153-0041 東京都目黒区駒場2丁目8-1 横山ビル1F
(3)電話：03-5478-7100
(4)代表者：石井 勝喜

2. 指導の内容

高校生を対象にした映像授業ならびにインターネットを利用した学習指導

3. 指導の価格

- (1)入会料 35,000 円 ※別途税。兄弟姉妹 2 人目以降の入会金は入会金 25,000 円になります。
(2)システム利用料】 30,000 円 ※別途税。パソコン利用料含む。
(3)授業料 ※別途税

学年	高校 1 年生・高校 2 年生		高校 3 年生	
	月額払	年間一括払	月額払	一括払(6 ヶ月以上)
2 教科	30,000 円	348,000 円	39,000 円	38,000 円×期間
3 教科	39,000 円	438,000 円	53,000 円	51,000 円×期間
全教科	45,000 円	480,000 円	58,000 円	55,000 円×期間

(年間一括払い後の) 更新授業料 ※別途税

	月額払	年間一括払
2 教科	29,000 円	28,000 円×期間
3 教科	36,500 円	35,500 円×期間
全教科	40,000 円	39,000 円×期間

4. 指導の期間

- (1)月額払い：1 ヶ月間ですが、退会のお申し出をいただかない限り、高校 3 年生 3 月まで 1 ヶ月単位で自動的に継続するもの
とします。
(2)年間一括払い：契約日から、契約日の属する月の翌月より 1 年後の月末日まで。(例：2019 年 3 月 15 日が契約日の場合、
2020 年 3 月末日まで。)
(3)一括払い：契約日から、契約日の属する月の翌月よりお申込み契約期間の月末日まで。
(4)更新（年間一括払い選択時）の一括払いの場合：契約日より、お申込み契約期間の月末日まで。

5. お支払い方法

- (1)お申込み時のお支払い：入会金、月額払い時の初月指導料、一括払い時の指導料

【銀行振込、クレジットカード(VISA、MASTER)】

※お申込み時のお支払料金となります。申込後 10 日以内に一括でお支払いいただきます。

※銀行振込時の振込手数料はお客様負担となります。

- (2)2 ヶ月目以降のお支払い：月額払い時の 2 ヶ月目以降の指導料

【口座振替、銀行振込（口座振替手続きが完了していない場合のみ）】

※月々のお支払いとして、契約の月の翌々月より、当月指導分を指定の金融機関を通じて、当月 27 日に口座振替。

※口座振替の手続きが完了するまでは銀行振込となります。振込手数料はお客様負担となります。

6.お申込みのキャンセルについて

(1)お客様がお申込み（契約）され、本書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面により無条件でお申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うこと（以下「クーリングオフ」といいます。）ができます。

(2)クーリングオフの効力は、お客様がクーリングオフをする旨の書面を発信したとき（郵便消印日付）から発生します。

(3)クーリングオフをした場合、お客様は、

ア) 損害賠償や違約金の支払を請求されることはありません。

イ) 既に役務の提供がなされている場合でも、その役務の対価その他の金銭の支払を請求されることはありません。

ウ) 既に対価を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。

(4)上記クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し、又は威迫され困惑してクーリングオフを行わなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでは、クーリングオフをすることができます。

(5)クーリングオフをする場合、お客様はペンタブレット、Web カメラの売買契約についても解除することができます。その効力はお客様が解除書面を発信した時から発生します。上記契約解除について損害賠償や違約金、商品の引き取りに要する支払いを請求されることはありません。既に代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。ただし、その商品を使用し、またはその全部もしくは一部を消費したとき（販売業者がお客様にその商品を使用させ、またはその全部もしくは一部を消費させた場合を除きます）は解除はできません。契約後、最初に契約者のメールアドレスに送信される通知を受領した日から起算して8日間は書面(はがきなど)により無条件に契約の撤回や解約ができます。この場合、お客様はクーリングオフに伴う損害賠償金を支払う必要はありません。納入していただいた費用は全額返金いたします。効力は書面を発送した時(消印日)から生じます。

7.クーリングオフ期間経過後の中途解約または更新拒絶について

クーリングオフ期間が経過した後でも、お客様は各コースそれぞれ下記の内容で、この契約を将来に向かって中途解約または更新拒絶することができます。ただし、施設の利用や指導の受講がなかった場合であっても、契約期間の経過した部分の解約は出来ません。また、解約お申し出時の経過期間によって、下記の中途解約精算金をお支払いいただきます。

(1)月額払いの場合

【契約日が属する月中に解約の場合】：入会料 38,500 円（税込）は返金しません。初月度の月額指導料を返金いたします。

【契約日の翌月以降に解約の場合】：入会料 38,500 円（税込）は返金しません。退会の前月末日までの更新拒絶の場合には無償。

よって、月途中で中途解約のお申し出の場合には1ヶ月分の月額指導料及びシステム利用料が発生します。

※パソコンは返却していただきます。

(2)年間一括払い、一括払いの場合

解約お申し出時の経過期間によって、下記の中途解約精算金をお支払いいただきます。

【契約日が属する月中に解約の場合】：入会料 38,500 円（税込）

【契約日の翌月以降に解約の場合】：中途解約精算金 = (入会料除く受講料金 + システム利用料) × 経過した契約期間 ÷ 約定した契約期間
※クーリングオフ期間経過後の解約は、全ての場合において入会料は返金されません。

※経過契約期間月数は契約日の翌月を1ヶ月目とし、解約お申し出月までの月数とします。ただし、契約期間最終月になってからの契約解除はできません。

※1円未満切り捨てとなり、上記を差し引いた金額を振り込み返金いたします。また、パソコンを返却していただきます。